### 近 世末期の凶荒対策に見る支配者 動 向

杵築藩・嘉永三年風水害記録の分析 後 藤 重

巳

嘉永三 (一八五〇) 年八月七日、 豊後国の北東部は未曾有の大風

十日余を経た同月十八日、 杵築藩から江戸表へ滞在中の藩 主 一へ注申された実情報告によると、そ大風雨に見舞われ、甚災を蒙った。 その状況は次の如

くであった。

大風 次第に強く、 戌八月六日より小雨、 雨二付、 申時甚敷、 格外之洪水・高浪・高汐ニて、 北東雲行早く、 追々東南風烈敷吹募り、 同夜大降り、 海辺之人家丼田畑汐込ニ相成候場所も有之、 夜亥刻頃より風雨とも少々宛軽く相成、 翌七日降り続、午時過より北東風吹出、 漁舟など陸へ打上申 子時頃鎮申候、 未之刻頃より風雨 右、

また、 同年八月八日の「御用留書」にも、 候

等 昨 が夥敷、 七日、 誠二前代未聞之大風、 九ツ時分より大風 頋 初辰巳、 御隣領も同様之由 後南二相 成 ||下略 御普 請 所始、 御家中・在町御領内一円、 潰家·屋根吹剝

と見え、 府内藩 においても、 被害 が甚大であったことが知られる。

史

学

論

叢

七

右の風雨による杵築藩内における被害は、 届出集計によると、次表の如くであった。

池 荒 手 切		川水	加土	橋	$\overline{t}i$	Ш	Æ	岸	髙
£		水	↓.						
			.1		砂		還		札
التا		刎	手		置		道		家
	欠	崩	M	落	H	崩	崩	崩	倒
三八ヶ所	五丘ヶ所	三七ヶ所	六一ヶ所	一三五ヶ所	三四ヶ所	一二七ヶ所	一六〇ヶ所	六四六ヶ所	四ヶ所
倒木	塩			倒	倒馬	ψ.	倒	倒	掛
• 風 折	浜	倒土		屋	屋 • 灰	倒	納		柘
	崩	蔵	蔵	屋	屋	家	屋	家	落
五九七米	三〇ヶ所	五軒	九軒	三五六	九日日	七五四軒	四○軒	七三三ヶ所	三五ケ所
破	倒	*	倒	¥.	怪.	倒	倒	半	倕
	車	倒		倒	我		鳥	倒	
船	屋	寺	<b>寺</b>	宮	人	宮	居	黨	掌
=======================================	نا	ーケ	四ケ				九	元元	九中
	倒木。風折 木 五九七木 破 船	倒木。風折木 五允七米 破 船 三一塩 浜 崩 三〇ヶ所 倒 車 屋 七	倒木•風折木 五元七米 破 船 三一半倒 土 藏 二五軒 半 倒 専 し	倒木·風折木 五元元米 破 船 三半 倒 土 藏 二五 軒 半 倒 寿 倒 土 藏 一九 軒 倒 寿	倒木·風折木     五九七米     破     船     三二       半     倒     土     蔵     二五     軒     倒     事     四个       半     倒     土     蔵     二五     軒     倒     事     四个       半     倒     京     元     四个       半     四     京     四     一	倒木・風折木       五九乙米       破       船         半倒馬屋・灰屋       三五六軒       半       田       寺         上       蔵       二五軒       半       田       寺         上       蔵       二五軒       半       田       寺         日       上       成       二二五軒       半       田       寺         日       上       人       二       上	倒木・風折木       五九七米       破       全	倒木·風折木       五九公米       破       始         中間       土 蔵       二五軒       中       田       宮         中間       土 蔵       二五軒       中       田       宮         一九軒       田       中       田       宮         一九軒       田       田       宮         一九軒       田       田       宮         一九軒       田       B       B         日本       田       B       B	倒木。風折木       五七元       破       車       監         田倒馬屋。灰屋       二五軒       田側       車       国         中側馬屋。灰屋       二五軒       田側       車       国         中側馬屋。灰屋       二五軒       田側       車       国         中       田側       車       国       国         田川       田

ついて見ようとするところに、本小稿の目的がある。 封體的な封建領主経済圏を襲ったとの不時の大風雨災害に対して、当局者側は、 いかたる対応策を講じたかに

何年、八月八日、藩側は、

被害調 査の提 出 期限は、 同 月十二日迄として、 天保六年の大風雨災害の前例に準じて、 調査対衆等を定めて調

査を命じた結果が、前表に示した数字であった。

一、穀類他所売不梠成事、

その他の六ケ条は、

次の通りであった。

- 諸品売もの高直に致間敷、 無拠子細有之候ハバ、 申出、 差図を受候上、 売方可致事、
- ---諸職人扶持·作料増方致間敷、 無拠子細有之候ハハ、 申出可受差図事、
- 質素 節倹取締の儀、 兼て申付有之、 此節の風難ニ付ては、 弥節 倹相守、 一村切規定相立、 申談の趣可申
- 一、旅人逗留候ハハ、追立可申、無拠子細ハ、申出可受差図事、

出

事、

他之諸勧進・物もらひの類、 為立入間數事、 但 村境へ例年の通、 高札相立可申事、

有 六ヶ条中、一・二条には「附」をもって、 「囲穀」による直段の引上げと、 藁・茅・小麦柄などの他域積

出しを禁止している。

史

学

稐

叢

ح の二ヶ条は、 穀物 Ø 他所売」による品不足を防止する一方、 悪徳商人らの「囲穀」や、 物資の「囲置 買

七三

#### 七四

近世末期の凶荒対策に見る支配者動向

占め」等を禁止することによって、 上の倹約を命じ、 た三条以下では、 領内における消費活動の低廉化を徹底化するとともに、旅人の逗留や勧進・物貰いの領内入り 災害後の復旧工事等にともなう諸職人の「作料」(工賃・手間賃等)の高騰を防止し、(3) 物価の高騰を防止しょうとしたものであり、いわば誠に機敏な対策であった。

来りを禁止したものであった。

に派遣して、 とうして、 風災害にともなう領内経済のインフレ化を防止する一方、八月十四日には、 家中ならびに家中末端の扶持料、及び民食・種子籾等を確保するために、 同国よりの借米交渉を講 川島兵六らを肥後熊本

じさせた。

えて来たために、 八月も二十日を過ぎると、 藩側では、 との災害による影響が、 漸時現れはじめ、 領内の竹田津・来浦・富来・今在家・古市・安岐・守江・八坂の八ヶ所にて、 領内に「売米」が欠乏し、 飢饉状態 米五 が見

十石ずつを売らせる手段を講じ、 売米相場は、 近隣米相場に見合うよう指示した。

以上は、 八月二十四日には、 八月中に講じられた応急諸対策であったが、以下、 家中末端への渡し方の減少を策し、 藩庫からの給米・銀の支出を節減することにした。 被害後の社会経済状況と、 諸対策の実施について、

概述することにする。

めに、まず、当年度の作毛状況を確認する必要があり、九月三日には、代官を引受担当手永に派遣して、作毛状

況を報告せしめたり

その報告によると、

八 坂 Ŧī. 村 二歩作 三ヶ村皆損、

安 岐 二九 村 二歩作

小 原 Дij 村 二歩作 四ヶ村皆損、

来 浦 兀 村 二歩作 七夕 村皆損、

竹田津 七 三歩作

村

両

子

六

村

四歩作

と検分され、 九四ケ村で、平均一歩六厘作と見積られている。

右は、中稲 ・晩稲の分のみであったが、この外、 当藩の特産品と目されていた「七島藺」や、大豆・唐芋など

についても調査・報告された。

以下、その数値をも示す。

史

学

論

叢

		1						
一 六	四〇歩作	三 省 五	二、〇 歩作	六	步作	四〇	子	両
ヒメシマ皆損七	四、〇歩作			t	步作	<u>-</u>	田津	竹
	四、〇歩作	八皆」	二、〇歩作	— 九	步作	四〇	浦	来
= t	四、〇歩作	一〇皆人		八	歩作	五〇	原	小
二九	四、〇歩作	皆	一、〇歩作	二九	三歩作	五五	岐	安
_ pu	四、〇歩作	四皆	二、五歩作	八八	歩作	四	坂	八
村数	唐芋作	村数	大豆作	村数	島作	七	名名	手/

となり、 改候儀ニは無御座、 右の集計によると、「七島藺」は、平均で五歩作弱、 「唐芋作」は、一〇八ヶ村平均で三歩六厘程度と見積られているが、 只一ト通り見分仕儀ニ御座候」と言う概算であったo 「大豆作」は六九ケ村平均で一歩作強、 これらの調査も、 三八ヶ村は皆損 一右、 畝数等相

止まりが、 風 雨災害による農耕作物の「歩どまり」では、飢民の腹を直接的に足すところの米をはじめ、 商品作物としての「七島蘭」に比して、 皮肉にも低く、 との事実は、 当局者をして考えさせる大問題 大豆・唐芋の歩

であったらしい。

ので、 命令が出されているが、甚災による経済混乱を根本的に解決しょうとする藩側の態度を知る上に興味ある問題な 講 ぜられた諸対策の中で、 時間的に若干前後するが、ここで関係史料を見ることにする。 翌春四月八日、 江戸表から、 郡奉行に対して、 七島作に関して、 植付率の引き下げ

K 者 徊 用 し 0 **心**と差支候事 .迷ひ、 金 領 差支候 三至 候 銀 分 = 札 付 金銀 融 七 通 自 島 凶年 を貯り 二候、 然 宜にま 全く七 の 丰 儀 稲 当 は 尤 島手広 又 か 田 前 んは貸 囲 幷 世、 Æ 七島 より作来り、 榖 畑 自 の修 付 = 勿 然と奢 年 植 埋は 厚朴 久敷 付 論 作 金 (疎略 侈 御 皷 質素之風 習 ケ 相 Ū, 札 年 融 = を取 成 相 Ó 通 諸 食 成 b 費専 儀を失 家作 込 用 相 候 も不 成 棩 追 儀 Z, Ţ, 衣 行 の 下方におい 掛 服 有 専 届 田 第 之故、 = 島荒地も出来い ٠ 飲 心 已に 穀類 (ママ) 懸 今 昨 ても便利宜敷に 更 秋 食用 稲 の大 田 の手当 流 円 拜 畑 風 た れ = 差 雨に は Ļ 不行届 骨折 商 留 御領· まか 人 · 7 可 未 0 申 不 相 躰 事 申 夏 内 世 穀類 成 故 作取上ケ = 近年、 候 相 ハ 習 穀類 作 無之候得 依 U 高 不申 相減、 追々 之 相 眼 減 前 時 畝 七 島 数 之 合 有 X 利 取 力 相 田 年 ã 畝 込 食 潤 は ま

= τ 弁 編 右 一候て 汔 ū の極、 K 能 身を入、 金 Ŕ Æ 銭 今 由 般 闖 Ł 相 其甲 分 余 江戸 b 0 前 斐薄 . 表 書 П 作 御 申 ļ ハ 力を き訳 沙 候 h 汰 被 故 七島 苚 仰 の趣 不申 出 成 0) 趣 等 丈穀 類 候故、 候 | 閑不 は 右 類 |X|相 ŧ 年二 昨 は 成候 作 秋来 被 h 至 仰 置 様 X 出 年に 食用 之通、 可 御 被 厄 7 不 申 介 相 七 穀類 付 筋 島 成 候 不 作 品 は便 相 食用 \_ 猶 て 成 利 候様、 Ø 岩 金 品 宜 年 銭 囲 \_\_ 之処、 以来 ま = 置 か ハ 無 可 相 Ż せ、 七島 心 成 懸 銘 近 候 年弥増 の段、 (得共、 畝 R 致 は 難 穀類 作出 先惣辻三歩之減 村 没候 /Z 庄 無数 儀 屋 始 得 唯 0) غ 時 此 小門 合 致 作 方 = 勘

以

来急度

相

减

候様

被

仰

出

候

事

右 によると、 百姓 は 近 年、 換金に便 利な作物としての「七島蘭」 の栽培に執心し、 水稲耕 作を等閑にするため

史

学

論

叢

被

申

付

追

Æ

改

可

被

申

付

セハ

に金銭になるが、 ĸ 水田荒廃が著しく、 食用にはならない。 今回の如き不時の凶作では、 従って、 凶作時に備えて、 食用穀類も欠乏し、 食用に専一な米穀作等に心がけ、 直接的に困窮をきたす。 藺草は、 水稲耕作を減 直ぐ

少 せしめる七島藺の植付畝歩 を 昨年に比して三歩減とすると言うものである。

不容易、 七島蘭八、凡二十万東余織立、 Ą 凶年米穀ノ価、 騰貴致候へハ、 市ニ鬻キ所得ノ代金、 青筵ノ価ハ、 不少善キ物産ニ候へとも、 必ス下落シ、 弊害も亦不少候、 上田ヲ費シ、 培養製作ノ手数

との見解も、ともども、当を得ていよう。

の申請 事 実 が あり、 風害後の十月七日には、 認可されてい るが、 「七島田銀」の上納期限を、 藩域全体のパ = ッ ク状態のもとでは、 定期限の同月五日から、 七島表 **産** の換金もままならぬ 月末迄延期して欲しいと 事態

さて、 災害年の九月十一日、 藩では、 秋作米の収納について見込調査を行ったが、 田 島物成惣計では、 \*二二 K

. 至った

のであった。

○四七石五斗 田畠損米と見込まれたの 九升四合八勺の内、 徳米は七、 一三三石九斗八升九合八勺と計算され、 四, 九一三石六斗三升は、

その内訳は、

田方 一○、○一七石二斗二升一合五勺(損米)

となっている。

こりした被災による米穀不足に対処するために、 応急的な対策として、他藩からの借米と、それを「救米」と

して配分給与する方法がとられている。

先記した如く、被災の翌々九日には、風損による被害が夥しく、家中末々までの扶助ならびに民食・種子籾な

どが不足するであろうことを予測し、川島兵六らを肥後熊本に派遣 (八月+五日出立) したが、二ケ月余を経た十

一月一日には、再び同人と、高木佐右衛門らとを派遣して、借米方の交渉をすすめ、この結果、十一月二十七日

に、この交渉が成立している**。** ⑤

との折の利息条件等は、次の通りであった。

米 五百石

内

三百弐拾石

百八拾石

**枫三百六拾石、三俵二付銀百四拾弐匁三分三厘弐毛** 

籾

現米

但

此銀札、 七拾四貫百弐拾匁八分三厘

史

学

論

七九

間 右者、 を以、 鶴崎御 御米本行之通御貸渡被下、 क्त 正領分、 蔵所御定相場を以て、 当秋格外の風損にて、 割合之銀子代米二引直、 **慥拝借仕候之処、** 民食•手当等行届兼候三付、 実正 三御 同所御 座 候、 蔵 然ル 江 御借米之儀御頼 無相違返納可仕候、 Ŀ は、 来亥年る来ル卯 申入候処、 仍て差上申 年 迄 格外之御 五ケ 札 年之 取 如 計

件

右 Ø 拝 借責任者は、 勘定奉行たる荒木栄二 • 三浦多一郎、 郡代の平井作之丞・八田寿左衛門・高木佐 右 衛門

脇手脇番頭の中村儀左衛門などであったo

ح の借用米は、 翌年正月廿四日、 御船手水主の堀啓蔵・野上立平らの積船によって杵築に廻槽されて来ている。

加

知 5 冮 芦期 れるが、 の飢饉では、 とうした大飢饉以外に、 寛永十九年•延宝八年•享保十七年•天明三年 各地を襲った風雨・地 震等による災害を起因とした大小の経済的パ 天保四年の五回 が代表的な大飢 饒として = ーック

は 枚挙するにいとまな

因

は

農村における、

再生産体制の不備になる。

成 しているために、 とうした飢饉の発生する最大の原因は、 他国 ・他藩からの食料物資の補給が困難であったことによるものであるが、 国家全体が封鎖的な経済下にあり、 更に各藩域自体も封鎖経 更に基本的 済 潛 な要 を構

作物 米穀の主食は禁止される状態下におかれていた程であり、「年貢さえすまし候へば、百姓ほど心易きものはない」 すなわち一般的な農民生活(生産活動) では、収穫物のほとんどが、貢租として収納され、平時においてさえも、 の枯死現象を生ずれば、 「われた農民には、裏をかえせば、 唯一の再生産資材として確保している種子穀類の食込みなどでさえ極く上部類の対応 年貢皆済さえ苦しい状態の中で、一旦、風雨等による被害や、旱魃により

を貯えることを命じるなど備荒対策を講じて来た。 VC. は 勿論、 諸 藩に対して凶作に備えての囲米を命じており、の との様な非常時に備えて、 幕府や藩では、 備穀囲米を策し、 また宝暦三(一七五三)年には、 例えば幕府では、早く天和三 (一六八三) 年 高一万石について、籾千俵

必至とした。

策でしかなく、大半以上の農民は、

田畑の売却・妻子の質入れ、さては逃亡・餓死など、

惨々たる状態におち入るを

され るのが一般であった。(補註) 様 な囲米は、 原則として籾で貯蔵され、 新穀納入期に、 一定比率で古い穀部分は詰替えられ、 旧分は放出

『嘉永庚戍風災凶荒紀事』の末尾に、

冉 雨 车 == 一の節、 T 凶作 凶年之貯致置候様、 相 成候砌、 貧富に不拘、 先年合年々申付有之候処、近 円穀類貯無之、 夏作取揚不申時合、 年豊作打続キ、 自然一統之人気相弛ミ、 食用差支候八、近年人情商売人二 去秋大風

学論叢

史

## 近 一世末期の凶荒対策に見る支配者動向

不丈夫之儀にて、質朴の風儀を失ひ、誠ニ農家にハ有間敷事ニて不宣候 ――下略 利潤に迷ひ、弐百十日、 其外厄日過候へは、 穀類直段下落相成候と心得、勘定合ニ相拘候儀は 甚身元

被災直

と見え、先に長文の引用をした如く、換金作物たる「七島」栽培に執心する農民の実態を合せ考えれば、

後の農村困窮は推察するに難くない。

わゆる「里方」と呼ばれる水田地帯に対して、海辺や、山地性の農村部、すなわち、「山方」・「浦方」の

経済的不安定性は早くから憂慮されていたものであり、「ききんの事などは、里方の百性より、一入迷惑仕、 餓

内 死するものも多く有之と相聞候間、 の農村部は、 すでに別稿において指適した如く、極めて狭少な水田地帯であり、更に水利灌漑面の条件も劣悪の 飢饉の年の労、常々不可忘事」と言う教諭によっても察せられるが、当藩域(9)

であり、平常的にも決して豊堯な農村地帯ではなかった。

. ち早く申立られ、同二十四日には、八坂手永から早々田・晩田の刈揚願いと検見願いが申し立てられた。

被災直後の八月二十二日、まず、来浦手永から、御救歎願・見取歎願・拝借銀歎願・皆損田坪歎願の六ケ条が、

る ために、 九月に入ると、三日には、姫島からの困窮拝借願いが申請されたが、何にしろ拝借金銀米が、過分に至ってい 藩側は一応これを拒否したものの、 同島 (姫島)からは、従前から献納金も順当である旨を以って、

銀 札八貫文を、 無利息で貸出すことになった。

九月十二日、 当局側は、無尽頼母子の類を一切禁止すること、諸物価の直段引上げを一切禁止すること、黒芽

Ø Ø であっ 高値売りを禁止することなど、 三ケ条を触れ出しているが、 物資の品不足による物価騰貴現象が目立はじめた

差図の不必要を認めて、 九 月十四日( 定免の村々から、 苅揚を許可した<sup>0</sup> 作柄皆無の由をもって、 これは早苅取による食米の補充を考えた農民側の要求であっ 救立方を依頼して来たが、 「定免柄」をもって、 検見

米の渡方は勿論のこと、 庫 からの救米の支出は、 自己所持米の新・古米を問わず、 増加するばかりであったために、 領内産の米を用い 十月に入ると、 ての酒造は禁止し、 酒造稼の者 へ通達が 他所からの 出され、 買込 酒造

米

を用いての酒造に限って、

酒造持高に六歩滅を条件として許可され

た。

渡。 K 「可相成」と言う方策にまで至っていた。 50 ح 'n 布する種子籾も、 は 藩 庫米の払底と、 御 手広 より徹底した節倹を目指 の事故、 難被 為行届」状態に至っており、 したものであっ たが、 「下方にて才覚いたし候ハハ、代銀御 事実、 との時点では、 藩側 から村方

h 、買入れた酒造米は、 ح 0 他所米使用の酒造高六歩減内での酒造認可も、 買入直段で藩側 が買入れる旨が通達され 十一月一日に入ると、 た。 全面的に禁止され、 酒造用に他域よ

加 何 ح に藩庫が、 ħ と同時して、古米持ちの者は、俵拵を入念にすれ 苦窮に立ち至っているかを察し得る。 ば 「古米の蔵納」も許可するとの通達も出されており、

状態であったため、 + 月は、 すでに蒔麦 蒔 時 到 の時 来とともに、 期であったが、 種子麦の貸獲し願が続出した。 飢民は米 ・籾米は勿論のこと、 すでに種子用の麦まで食尽している

# 史 学 論 叢

八四

そこで藩側では、 やむを得ず、 反別麦の内から、 来春の麦出来秋までの条件として、麦六十石を放出すること

K にした。

こ れ

は

八坂手永十石・安岐十二石・小原十六石・竹田津四石・両子十石ずつであった。

五.

るが、 藩 側 との外、 0 )非常時に対処すべき事としては、 災害による実況調査、 これに基ずく年貢の収納率の決定や、 窮民に直接的に給付すべき、民食としての穀米の確保と給付が優先す 収納手段などが考えられなければな

5 ない。

商 人の活動に対する規制も重要であり、 すでに、 若干の史料について述べて来たが、 流通物資の直段上げを先取り的に防止したことは、たしかに機を得てい 急激に進展する江戸末期の流通経済の中にあって、 在町 ・在 郷の

た。

であるけれども、 嘉 永三年の災害により、 物 価統制等のくわしい様子は、 混乱した藩経済をより安定させるためには、 史料的に知 り難い。 より統制的な経済対策が必要とされた訳

嘉 永四年二月五日、 格は不可能であったものなのか、 藩では各地の郷蔵の有穀数と、 相場のちがいが見られる。 直段下げを通達しているが、これによると、藩域全体での

すなわち、

米穀の

統

価

上米 三拾五石二斗

石、銀札 二八七匁

下 米 一三石六斗

上餅米 一三石六斗 石、銀札 二八〇匁

石、銀札二八五匁

古市蔵

上米

二五石六斗

石、銀札二七〇匁

二二二石四斗

石、銀札二六〇匁

中米

下 米 三四石

石、銀札二五〇匁

餅米

史 学

稐 叢

八 五

石

銀札二六〇匁

八六

今在家**蔵** 

中米 一四石八斗

石、銀札二五〇匁

内六十石 富来蔵小廻し

竹田津蔵

「?」 二〇石五斗四合八匁

石、銀札二八七匁

となっている。

では、 嘉永四年の正月時点での、 九五匁と定められているので、 町方売の大豆価格は石当り銀札二五〇匁から二一〇匁の間であった時、 大豆に限っては若干の低廉価を定めたことになる。 救売穀定価

領内郷中における地主に対しては、嘉永三年十一月二十日、秋作の収納期にあたり、 「小作上米」について申 物価対策、特に町人に対する関係史料は、本史料中に収載されず、本史料のみでは、

明らかではない。

尚又、 度可申付候間、 地主とも別ニ深く遂勘弁、 小作上米之儀三付、 昨酉年右に準じ候様、 右の趣、 天保七申年不作二付、 小作主難渋軽く候様申談、 被仰出候、 然ル処、 同八酉十一月、 当年 取引 h 致候、 割合書付を以、 数年来未聞及程の風損ニて、 自然不都合 同年より五ケ年之間、 の取引相聞候ハハ、 類外之凶作 取調之上、 减少被仰出、 :相成候 間 急

村々不洩様可申触候、

以上

と見えている。

とれ 当年の小作料米の具体的数字は見えないが、天保以降の小農村の困窮農民が、 らの土地を取得、 大地主として成長して行く富農層の存在が確かめられる歴史条件は、② 田地を質入れし、 同年十二月十四日の、 結果的には、

郷中、 当納差支候二付、 質屋共江縄銀類御貸渡し之事

融資 と言う、 a 重大な意味をもつものと言えよう。 記事と付合し、 との事実は嘉永四年八月の集計に記録される質屋宛の計三百五十四貫余の銀札場からの

学 論

叢

史

六

然 米穀の成熟時を襲った大風雨によるこの被害は、 直撃的に翌年の藩民生活に困窮を強いることになるが、藩側では、こうした面から「民食」対策を講ぜねば 当年の秋作に多大な被害を与えたが、 これによる減収は、 当

嘉永四年六月十六日 (カ)の記事に、

ならず、

いわゆる

「飢饉食品」「救荒食品」の調査を手掛け、

その品目の集計・整理をしている。

当春中、 民間食用相成候木葉・草根・海草之類、 取調、 都て七十三種、 左に記す、尤、下方へも手永、手

との記事が見える。

永年番所へ留記相成候の事、

藩内各地から届出た可食食物の品名と、製法=加工法とを明記し、民間と、 やや煩わしいが、その品目等を左に一覧する。 年番所とに備えさせたのである。

0 山いびら

根 煤·晒

餠

◎葛

根

◎はくり

製粉

餠 餠

製澱

根 根

◎ ◎ ◎○ 山 た に午 房ぶ れ ◎○○○</li ◎牛の舌 **◎** 榎 ◎ぜんまい ◎畑いびら 史 学 論 叢 葉 葉 葉 葉 根 • 皮 ・皮 \* 茎 製粉 製粉 逢に同じ

◎唐芋の葉茎	◎もち花	◎春 木	◎疱瘡花	◎ 萩	が	◎ 藤	◎芥子菜	◎ 嫁 菜	◎かうぞり	◎山わけぎ	◎野びる	◎数 そば	◎おんばと	◎田ひらど	◎ 五 か	近世末期の凶荒対策に見る支配者動向
葉 •	葉	葉	葉	葉	葉	葉	葉	葉	葉	葉 •	葉•#	葉	葉	葉	葉	見る支
茎				(若葉)	(若葉)	(若葉)				根	根	(若葉)	(若葉)	(若葉)	(若葉)	(配者動
<b>蘪</b>	煤•餅	煤·雑炊	雑炊混	葉) //	葉) //	棄) //	"	燥食	<b>煉</b>	"	汁の実	葉) //	業) //	楽) //	葉) 煤食	向

○ 芹 ◎木ととろ ◎ と と ろ ◎うし芹 ◎観音草 ◎真蒡の葉 ◎たんぼこ ◎きしの尾 ◎あざみ ◎ 岩ちさ ◎はとべ ◎ぎしぎし ◎夏豆の葉 (異名をばぜり) 根 根 葉 葉 葉 葉 葉 棄 葉 葉 葉 葉 葉 製粉 // 汁の実 糜食 餠など 餠など // " // "

() 13

بح

根

餅

史

学

論

叢

◎えび根

◎つはぶき

葉

• 茎

煉•雑炊

根

むして食す

◎若 芽	<ul><li>海</li><li>雪</li></ul>	◎紅葉のり	◎とふのり	◎蟹の巣	◎おど	◎猫藻	○  (**)	◎田にし	◎川にな	◎ 樫 欅 (どんぐりの類)	◎蘇 鉄	◎しゅろう	<ul><li>○ だ</li><li>ら</li></ul>	◎雀の飯	◎ひょうろう	近世末期の凶荒対策と
"	"	"	"	"	"	海藻類	身	身	身。	実 製粉	芽	根	芽		根	凶荒対策に見る支配者動向
								"	煤食	餠	"	葛に同じ	煤食	餅	餅	動向

0 伊賀のり

海藻類

- ◎すぎも

◎芽の藻

"

//

//

0

)根の藻

以上の救荒食品の中には、例えば「蓬」の如く、「常に人の用ゆる品にて、すべて心得しもの故、

法を記すものも少なくない。

ζ

製法や、

食用法を省略するものもあるが、一方では、

「葛根」、「畑いびら」などの如く、

詳しい製法・食

略す」とし

・二例を左に示す。

葛 根

根を食ふ

製 方

に埋込、 水気をとり、 竹のへらにて土をよく去り、石上にて打砕き、半切に水を湛へ、草器を以て実をもみ出し置、一日も相たち候 へは、かたまり候ゆへ、上ハ水をはへ、草器に布をしき、 厚サ弐歩位に切、むして用てよし、 灰にて水気をとり、 餠のごとくつくね、尚又、 灰の中

或ハ炭にて焼用てよし。

史 学 論

叢

九四

畑いびら

根を食ふ

製

方

加へ、煮候へハ宜敷、 よく洗ひ、 すいバ丼とがね草等少し加へ、一昼夜程も焚可申、尤、最初、 ハ ッテイの粉をかけ食ふてよし、 火の焚やり、 初・中・後とも同様強く焚てよし。 いびら壱升ニ付、 酢三勺・酒五勺位 火に

間断あれハ、 エグミ出てよろしからず。飢を救ふ民食、 かつね・はくりに次くとぞ。

しては、 以上、 二例を例示したが、 上食の部であり、 粉末に精製して保存し、 「葛根」・「いびら」・「蕨根」・「ところ 餅状にして食用したり、 (野老) 」などは、こうした飢民食と 「ハッタイ」状にして、熱湯で練っ

て食用したものである。

とりした澱粉質のものは、 精製し、 団子等にして、別個食(主食代用)として食用したが、葉・茎を食用するもの

は、 稗や粟に炊き込んで雑炊状に加工して食用するのが一般であった。

こうした「救荒食品」は、 農民たちの日常生活の永い歴史の中で、 経験的に取得された知識である訳だが、この

れを、 今回の災害にともなり困窮に応用したものであり、 更には、以後に備えての再認識の意味をも含めての調

査であった。

ところで、 とれより二ヶ月前の四月四日、 藩では、 「唐黍」の植付指導に乗り出している。

すなわち、 四月四日の記事「唐黍植付作方之事」によると、

唐黎民糧に宜敷候哉ニ付、 御勘定奉行申談、 御本方へ 御 買入、 先達て蔵本用聞是助、 竹田表江種子相調させ、

植付申付、六手永種子配分、尤、植付方の図、覚帳ニ有之事。

に一斗二升、 と見え、 唐黎種子二石を買調させ、 両子に三斗六升ずつ、 それぞれ配分している。 八坂手永三斗、 安岐に四斗四 升 小原に四斗五升、 来浦に三斗一升、 竹田

津

また、嘉永四年八月二日には、

書役、 可申之旨 水稗と申もの有之、 笠置権平、 下略 見受候由、 村々種子有之候ハハ、植付候様、 п 人承り合せ可申、 種子無之候ハハ、 兼て御沙汰有之、 御買入御渡可相成、 此節御下向下曾路御 精 々植付候様、 通 行の節、 郷 御 中 用 所

と見え、「水稗」の栽培方を奨励している0

また同月五日には、

没柿

の植付を命じ、

百姓居屋敷の

四囲空地に、

「凶年之用意として、

ゆ里

(百合)、

ろぎ」を植付させ、更に、 当年は、 例年より多く「稗」を作付すべきことなどを通達した。

これらは、 頻発する凶荒にそなえて、 救荒食を確保しょうとする藩側の動向であった。

海岸線に恵まれた杵築藩では、 海藻類が比較的豊富であり、 これらは平素の民食として利用されていたが、 救

史

学

論

叢

九五

八六

荒食としても役立ち、なかでも、 「ひじき」、「黒芽」などは、大きい比重を占めていた。

従って、 とれらを買占めして、 同様に苦境にある隣藩などで「せり売」する者も現れており、 被災直後の九月

三日には、 これらを他領に持ち込みせり売りするために、 直段が高騰するので厳禁する旨を通達し、 翌四年二月

十九日には、 黒芽四、 四〇九貫余を、 救食用として郷中小門 (一軒一軒) に割符している。

窮民に「救穀」として給付された米穀の量は、 当初は一日、一人、一合と決められていたらしいが「右にては

働き出来兼可 しかし、 この救穀も、 电 御代官より申出候付」結果として、雑穀込みで一日・一合五勺に増加されている。 「壮健もの」 は除いていたものらしく、 嘉永四年三月一 日からは、 壮健者・鉢歩行者な

ど同様量に給付されることになった。

七

嘉永三年八月の風雨災害から満一年を経た同四年八月、 被災救済関係の総支出が集計された。

支出費目 が細分されているために、 やや煩雑になるが、 その大概を見よりの

「被下分」

製類合 八、五二四石六斗七升七合七勺

四七九石六 斗一升六

合六勺

御 都 本 方



穀類合 黒 「貸渡分」 五〇二石 、四四〇石 八、三一九 賞 八四〇 匁七 此銀礼、一〇貫二五六匁二厘 程 御本方 御郡所

銀札合

五七八貫八九名二分

内

六二石

御

郡所

内

二二二 貫五三九 夕二 分

一貫三九〇匁

史

学

論

叢

三五四貫二〇〇匁

二両

貸渡分内訳

麦

六〇石

o反別方より

の御領分村種子麦食込に付、四年秋迄返納

0 難淡者拝借

難法庄屋拝借

銀札

一五〇貫

二〇貫

内

三〇貫

難渋百姓拝借

銀札

八貫

の姫島賃渡し無利足

銀札

一貫三五〇匁

○新栄村庄// 百姓貸渡し

○貸屋共貸渡し

銀札

内

四〇貫 酉月

一〇六貫二〇〇匁

安岐

三五四貫二〇〇夕 両子 ロ銀礼場より

御郡所

近世末期の凶荒対策に見る支配者動向

来浦

六〇貫

銀札

内 五貫

九貫五〇〇匁

○種子籾買込代として

小原

四貫五〇〇匁 来浦

二両

金

麦

二〇〇石

大麦

O新栄村唐芋種子買込代として

0 麦収納迄貸付

大小麦 三〇石

o 姫島 難渋者貸付として

0 馬場尾村芸者共へ

一ヶ年八朱利息付の医者共へ貸付

銀札

一貫五〇〇匁

籾

一 〇 石

銀札 五三貫五三九匁二分 0 姫島塩浜等江

論

以上の集計概算によって、

史

学

九九九

総支出額の大要を知ることができるが、忤築藩の藩組織としての経済面での機構は、

# 近世末期の凶荒対策に見る支配者動向

今日まで明確にされていないので、 右の整理によると、 銭穀の給付や貸付に際して、 との点は、 別の機会に論じることにする。 その経理分野が、三部門に分れていたことは明らかである。

すなわち、 「御本方」、 「御郡所」、 「銀札場」の三部門である。

御本方は、 藩庫そのものであり、 藩主直轄の「財政」と考えてよく、 給付される金穀は「被下金穀」と称され

ている。

御 郡 所 ίţ 農村部を直接支配する郡奉所の所管に入るものらしく、 年貢米を一時的に収納したり、 または、

急

時に備えて Ō 「囲米」 等を保存する「御蔵」などを管理した。

ح ħ 5 から支出されるものが、 ととで言う「御郡所」なるものらしいが、 これについても、 後究を待ちたい。

#### 八

原四、 嘉永三年の被害から翌年八月までに「飢扶持」を受けた者は、 九六人、 来浦二、九一〇人、 竹田津六九四人、 両子三、 二五人の計一六、三七二人と言われる。 八坂手永一、三〇九人、安岐四、〇六〇人、 小

先 したどとく、 食用米の完全給付(返済不要)分は、 八 五二四石六斗七升七勺と集計され、 返済必要の五〇

### 二石に対して、 確実に高 額に及ぶり

札の額と、

その額の中、

五. 一

L びかし、 給付された返納不要の銀札二七貫二三三匁余に対して、 **%**の比で占める質屋貸付金の実態を見る時、 五七八貫八九匁余の返済約定を条件とした銀 そとには、 重大な問題のひそむことを

嘉永四年八月、 郷中に申渡された申触れの表現をかりれば、

にて、 候 業相 取 屋 ø 出 相 精にて、 Ŀ 1 下役人申談、養子或ハ嫁娶等迄、 怠り候ものハ勿論、 壮年之ものは勿論、 略 老人子供有之、 可申出 中 略 1 兼て心得方不宜ものも有之、 1 質朴の 候 農業元付不申者ハ、名前可申出候、 以後たとへ、凶作有之候ても、 風 無拠、 、儀を失ひ、 従類の内、老人子供有之、 働出来候もの、 農業相怠り候者も有之哉ニて、 誠に農家には有間敷事にて不宜候、 精々世話いたし、 農業相怠り、 右は格別の訳を以、善悪不相撰、 御救被為行届候儀ニハ無之候間、 農業相怠り候もの、 兼て農業出精にて、 御厄介相成候段、 加帳田畠かり受候ても、 然ル処、 尤の儀ニ 御教被下、 尚 又**、** 相聞候ものも有之候得共、 昨秋己来、 不東之事ニ候、 一円極難ものともへ被下相成候得と 鮲 過分の御教等被下置、 多人数の内、 寡弧独、 急度農業相元付候 此段、 御厄介不相成者、 以後、心得方不宜、 廃疾の者たりとも、 重量相心得 病人又は家内 或ハ農 是迄可也に の様可 委敷 可申 業不 大 名 申 農 庄 前

申し付くべし」とする封建領主の姿を如実に示してい であり、 そこには、 「御厄介をかけず、 年貢を完納する百姓」を歓迎し、 る。 「農業相怠り、 不身持な百姓 急度

0 東光寺に「大行」に集合オオギョウ 被 災直後の十月廿六 日 して相談したことが知れ、 安岐手永橫城村の百姓が、 その発端は、 一御 年 貢軟筋」を申し談じて、 文七・継蔵らであったことが判り、 村役人へも断りなく、 時節 柄不 村内

史 学 論

叢

近世末期の凶荒対策に見る支配者動向

届であるとして、謹慎(他参留)を申し渡された。

彼らの主張は明らかではないが、所詮、 年貢減免歎願であったものと考えられるが、徒党を結ぶ不穏な動き

に対する予防的な封じ込みであったものであろう。

藩主からの沙汰や、 以上、 雑然と、風雨災害後の社会状態と、これに対処しょりとする藩側の態度とを眺めて来たが、江戸在留の 郡奉行からの通達の中には、常に「厚き思召を以って」とか、「厚き御慈悲によって」との

表現が散見し、「「御領分では、田畠作り方が疎略であり、よろしくない。他辺では土拵まで綿密にするので、

から凶作に見舞れるのだ」との恩着せや、詭弁を用いて、凶災の原因を、 ものだ。植付・耕作を入念にすれば被害は少ないものだ」など述べ、「食用手当てを専らにせずに、 手入行届き、 比較的凶作に見舞れる事が少ない」、「食物と言うものは、土中に実の入るもので、 農民側の責任になすりつけている。 風害には強い 利潤に迷う

とうした点には、 所詮、 封建領主の旧体依然とした支配態度が伺われる。

本稿では、 との外に、風俗面等について、若干触れる予定でいたが、紙数の関係等で割愛した、別稿で述べる

予定でいる。

①『嘉永庚 戌風 災凶 荒紀 事』別府大学文学部史学科所蔵、当史料は表紙共一〇八葉に及ぶ、当災害に関する一件記事である。 小稿では、特記しない引用史料は全て右による。

②「御用留記•嘉永三年」大分県立図書館所蔵『府内藩日記』甲-三四五号

其の名前、申出候様被仰候」など見える。

③『杵築藩町役所日記』「日雇儀増し方致し決て雇不申様、心得違者有之候へハ、名前可申出様、

日雇取ョリ増方致呉様申出候へ

尚

6 [徳川禁令考

⑤嘉永三年八月の風災は、

豊後地方のみでなく、

肥後地方においても各地に被害が続出している様である。『熊本県史料』

④「引継要領書」「午祭市誌」資料編収

①『徳川禁令考』 8 【徳川禁令考』

⑨『徳川禁令考』

◎拙稿「江戸時代末期における水利と村落」『政治経済史学・第一一三号』収

⑩拙稿「浦辺村落小考」 『別府大学紀要・第一六集』

❷拙稿『江戸末期における土地集積史料』『歴史教育・第十八巻一号』収

◎井ノ口章二、 「食物の種類」『日本民俗学大系・六』収

◎澱粉質の植物根を精製して食用に利用することは、時代的に古く、 地域的に広く、大蔵永常の『製甍録』などはその点で知られ

助合穀取計方左之通 五組より出穀壱ヶ年

囲穀の出し割りと利用について一例を示す(島原飛地領の例)

補註

米三百石

内組訳

学 綸 叢

史

近世末期の凶荒対策に見る支配者動向

八拾弐石五斗壱升六合 七拾壱石五斗八升四合 田染組 高田組

五拾壱石八斗壱升 橋津組 長洲組

四拾七石六斗六升弐合 四拾六石四斗弐升八合

山蔵組

社より卯迄三ケ年、村方出石高九百石、上分御足三百石

都合計弐百石

村出穀御足穀数共、年々直段宜敷時分致払方銀囲役人横目代官大庄屋合封、金箱掛屋預、

期日々金箱御役所より取寄、立合可仕

その利用は、 肥代として貸渡し、出百姓家作料貸向、火難、病難貸渡、その外不時の災難に調査の上貸付ける。